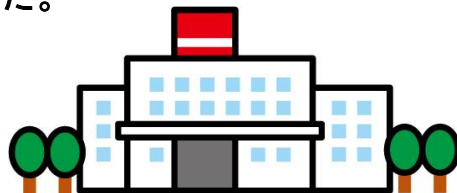


病院・有床診療所などの 消防法令が改正されました

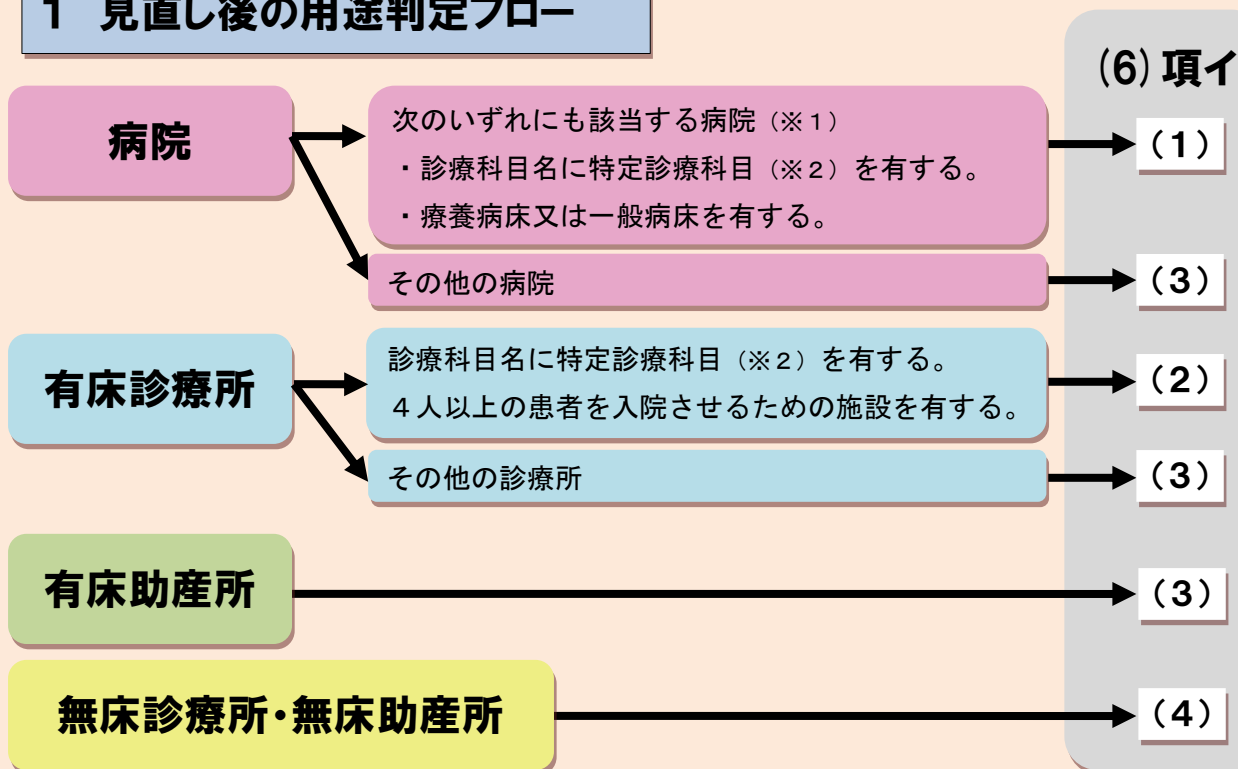
平成 25 年に発生した福岡市の有床診療所火災で、多くの死傷者が発生したことから、消防法施行令が改正されました。

<主な改正内容>

- 1 病院・診療所等の用途区分の見直し
- 2 消防用設備等の設置基準強化



1 見直し後の用途判定フロー



(※1) 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制 (相当程度の患者の見守り体制) を有するものは除く。

(※2) 特定診療科目とは、内科、整形外科、リハビリテーション科等の 下記 13 診療科目以外 の科目。

13 診療科目 (肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科) は、患者自ら又は誘導により避難することができると思われるため除かれています。



【お問い合わせ先】

詳しくは下記の消防局又は消防署へご相談ください。

- ・消防局予防課査察係 046-821-6490
- ・中央消防署予防係 046-820-0121
- ・北消防署予防係 046-861-3972
- ・南消防署予防係 046-833-1276

2 消防用設備等の設置基準の強化

○ 消火器 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

全ての病院・有床診療所等は、設置が必要になります。

○ 自動火災報知設備 (平成 27 年 4 月 1 日施行、経過措置：平成 30 年 3 月 31 日まで)

全ての病院・有床診療所等は、設置が必要になります。

○ スプリンクラー設備 (平成 28 年 4 月 1 日施行、経過措置：平成 37 年 6 月 30 日まで)

- ・病院・有床診療所(6)項イ(1)(2)は、設置が必要になります。
- ・その他の病院・有床診療所等(6)項イ(3)は、延べ面積 3,000 m²以上のものは、設置が必要になります。

○ 屋内消火栓設備 (平成 28 年 4 月 1 日施行、経過措置：平成 37 年 6 月 30 日まで)

病院・有床診療所(6)項イ(1)(2)は、耐火構造、準耐火構造であっても原則、延べ面積 1,000 m²以上のものは、設置が必要になります。

○ 消防機関へ通報する火災報知設備 (平成 28 年 4 月 1 日施行、経過措置：平成 31 年 3 月 31 日まで)

全ての病院・有床診療所等は、設置が必要になります。

また、病院・有床診療所(6)項イ(1)(2)は、自動火災報知設備の作動により連動して起動することが必要になります。

早見表

| | 6項イ(1) | | 6項イ(2) | | 6項イ(3) | | 6項イ(4) | |
|------------|--|-------------------|------------------------------------|---|-----------|-----------------------------|--------------------------------|--|
| | 病院 避難困難 | 診療所 有床 避難困難 | 病院 避難困難 以外 | 診療所 有床 避難困難 以外 | 助産所 有床 | 診療所 無床 | 助産所 無床 | |
| 消火器 | 150m ² ⇒すべて | | | | | | 改正なし(150m ² 以上) | |
| 自動火災報知設備 | すべて | | | | | | 改正なし(300m ² 以上) | |
| スプリンクラー | 3000m ² (6000m ²) ⇒すべて | | 改正なし (3000m ² 以上) | 6000m ² ⇒3000m ² | | 改正なし(6000m ² 以上) | | |
| 屋内消火栓 | 内装制限時2、3倍読み ⇒1000m ² | | | 改正なし (2、3倍読み) | | | | |
| 火災 通報装置 | 500m ² 以上 ⇒すべて | | | | | | 改正なし (500m ² 以上) | |
| 連動起動 | すべて | | | - | | | | |

経過措置

